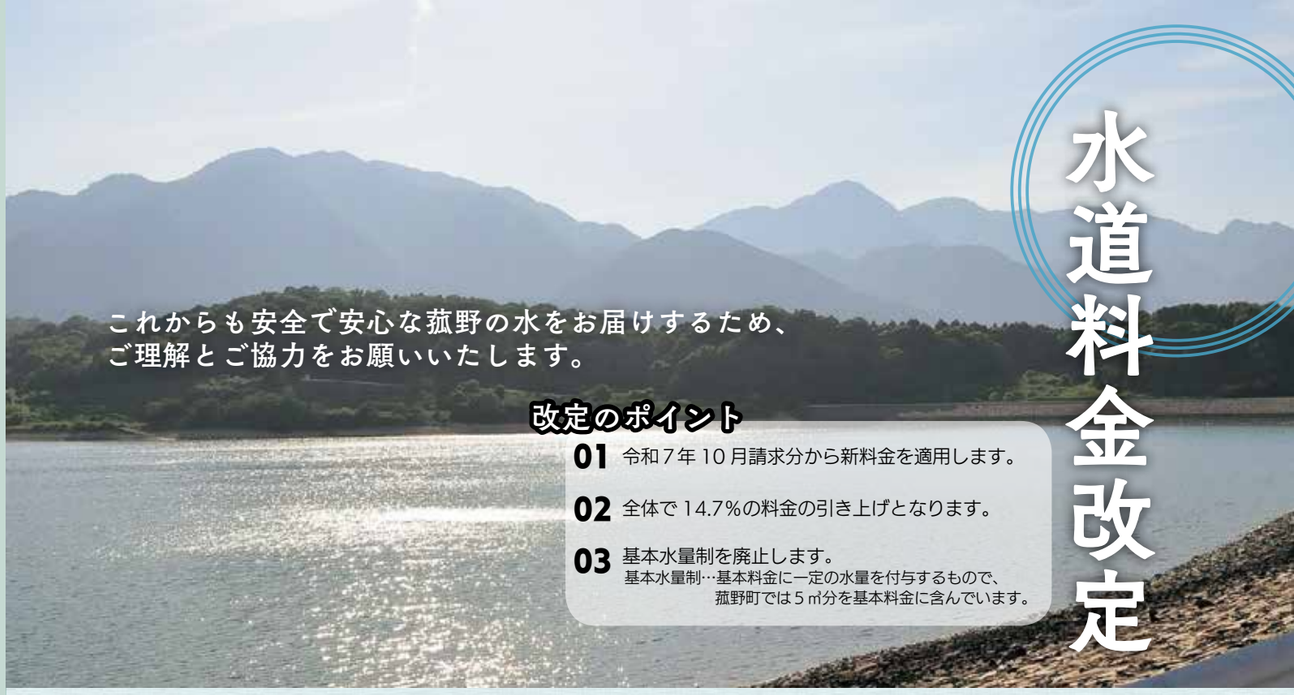

水道料金改定

これからも安全で安心な菰野の水をお届けするため、
ご理解とご協力をお願いいたします。

改定のポイント

01 令和７年 10 月請求分から新料金を適用します。

02 全体で 14.7％の料金の引き上げとなります。

03 基本水量制を廃止します。
基本水量制…基本料金に一定の水量を付与するもので、菰野町では５㎥分を基本料金に含んでいます。

基本料金

※税抜

口径	料金（月額）
13mm、20mm	1,620 円
25mm、30mm	2,310 円
40mm	5,770 円
50mm	8,400 円
75mm	20,200 円
100mm	34,800 円

水量料金

※税抜

湯の山区域以外（１㎥あたり）			湯の山区域（１㎥あたり）		
使用水量	改定前	改定後	使用水量	改定前	改定後
1㎥～ 5㎥	0 円	65 円	1㎥～ 5㎥	0 円	65 円
6㎥～ 20㎥	50 円		6㎥～ 20㎥	50 円	
21㎥～ 30㎥	90 円	105 円	21㎥～ 30㎥	90 円	105 円
31㎥～ 50㎥	120 円	130 円	31㎥～ 50㎥	120 円	130 円
51㎥～ 100㎥	155 円	160 円	51㎥～ 100㎥		140 円
101㎥～	200 円	200 円	101㎥～ 300㎥	130 円	150 円
			301㎥～ 1,000㎥	140 円	155 円
			1,001㎥～ 3,000㎥	150 円	160 円
			3,001㎥～	160 円	165 円

水道料金は、基本料金と水量料金の合計額です。
菰野町では、地区を分けて２か月に１回検針を行い、２か月分の水道使用量から１か月ごとの水道料金を算出して２か月に１回料金の請求をしています。

基本料金…使用水量にかかわらず、水道メーターの口径に応じて支払う料金。

水量料金…１㎥使用するごとに支払う料金。

●１か月あたりの水道料金（税込）の例

	１人世帯	２人世帯	３人世帯
区域 口径 使用水量	湯の山区域以外 口径：20mm 使用水量：8㎥	湯の山区域以外 口径：20mm 使用水量：16㎥	湯の山区域以外 口径：20mm 使用水量：24㎥
改定前	1,947 円	2,387 円	3,003 円
改定後	2,354 円	2,926 円	3,674 円
差額	407 円	539 円	671 円

お問い合わせ 上下水道課 TEL 391-1132 FAX 391-1198

国民健康保険税

税率改正

これからも安心して国民健康保険（以下「国保」）を利用できるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191

詳細はこちら

1. 今回改正する税率の内容

今後、財源不足により国保制度の運営に支障が出ることが想定されること、三重県国民健康保険運営方針において、県内の保険料（税）水準の統一を目指すことが示され、資産割を廃止し、所得割等を改正する必要があることなどから、令和７年度の国民健康保険税率を次のとおり改正します。

税率比較表

		改正前 令和６年度	改正後 令和７年度	増減	標準保険料率 令和７年度
医療給付費分	所得割	6.10%	6.20%	0.10%	7.63%
	資産割	10.10%	8.10%	-2.00%	—
	均等割	31,200 円	31,500 円	300 円	32,967 円
	平等割	22,100 円	22,200 円	100 円	21,650 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.30%	2.30%	—	2.84%
	資産割	3.50%	2.80%	-0.70%	—
	均等割	11,700 円	11,900 円	200 円	12,095 円
	平等割	8,200 円	8,300 円	100 円	7,943 円
介護納付金分（40～64 歳の方のみ）	所得割	2.00%	2.00%	—	2.48%
	資産割	3.60%	2.90%	-0.70%	—
	均等割	13,100 円	13,400 円	300 円	13,021 円
	平等割	6,300 円	6,400 円	100 円	6,420 円

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」から構成されており、それぞれ「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の合計で算出します。

2. 新保険税率の特徴

各市町において、令和 11 年度までに標準保険料率に近づくよう取り組み、上限・下限ともに、標準保険料率との差を５％未満となるよう目指します。

		改正前 令和６年度	改正後 令和７年度
医療給付費分	所得割	-20.05%	-18.74%
	均等割	-5.36%	-4.45%
	平等割	2.08%	2.54%
後期高齢者支援金分	所得割	-19.01%	-19.01%
	均等割	-3.27%	-1.61%
	平等割	3.24%	4.49%
介護納付金分	所得割	-19.35%	-19.35%
	均等割	0.61%	2.91%
	平等割	-1.87%	-0.31%

税率改正による引き上げ見込額

課税増加額合計	2,900,000 円
上昇率	0.33%
一人あたり平均引上税額（年額）	466 円

3. モデルケース

改正による税額の増減は、年齢や世帯の所得、資産の状況等によって異なります。下記のモデルケースを参考にしてください。

	モデル世帯１	モデル世帯２	モデル世帯３	モデル世帯４
世帯構成	 単身 70 歳 年金収入 150 万円 （世帯総所得 40 万円） 固定資産税０円 ※７割軽減世帯	 夫 71 歳 年金収入 264 万円 妻 70 歳 年金収入 72 万円 （世帯総所得 154 万円） 固定資産税８万円 ※２割軽減世帯	 夫 41 歳 営業所得 140 万円 妻 36 歳 給与収入 130 万円 子 10 歳 （世帯総所得 215 万円） 固定資産税８万円	 夫 48 歳 営業所得 491 万円 妻 42 歳 給与収入 200 万円 子 14 歳 子 12 歳 （世帯総所得 623 万円） 固定資産税８万円
令和６年度税額（税率改定前）	21,800 円	196,500 円	319,700 円	806,500 円
令和７年度税額（税率改定後）	22,100 円	196,800 円	320,500 円	812,100 円
前年度との差額	300 円	300 円	800 円	5,600 円